

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会

御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

日頃より、介護保険行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」(別添1。以下「方針」という。)においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力的に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力的に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」(別添2。以下「骨太方針」という。)においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力的に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房から、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴会会員に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい(別添)。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。
ご自由にご活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいで結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出にあたっては、以下の関連するチラシ・ポスター・リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供して下さい。

- ・チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
- (ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>)

3) 通知の発出は、できる限り速やかに実施して頂ければ幸いです。